

増毛町住宅リフォーム等補助事業の概要（一部改正）

【平成31年4月1日施行】

| | |
|----------------|---|
| <p>目 的</p> | <p>町民が安心して住み続けられるための居住環境の整備、子育て世帯又は三世帯同居世帯への経済的支援及び町並み景観の向上を図るとともに本町の経済の活性化に資するため、町民及び企業が町内施工業者により行うリフォーム等に要する費用の一部を補助する。</p> <p>【居住環境の整備】：住宅の増改築・設備改修、水洗トイレの改造、住宅の新築</p> <p>【町並み景観の向上】：住宅の外壁・屋根改修、空き家・移住対策</p> |
| <p>対 象 者</p> | <p>○町民及び町内に移住を決めて5年以上居住する者</p> <p>○住宅の所有者又は親族であり現に居住している又は居住しようとする者</p> <p>○企業又は個人事業者</p> <p>○上記以外で町長が特別な事情があると認めた者（住宅の所有者が町外に居住していても町内の住宅を「共同生活用住宅」等にリフォームする場合など本補助事業の目的を達成することができるものに限定する）</p> <p>○特定滞納者でない者（町税等の滞納者に対する特別措置に関する条例）</p> |
| <p>対 象 住 宅</p> | <p>○町内にある個人住宅で以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己の居住の用に供する住宅（一般住宅） ・店舗や事務所等の併用住宅については自己の居住部分のみ <p>○企業又は個人事業者が自社の社員及び従業員を居住させるための住宅</p> |
| <p>対 象 工 事</p> | <p>①住宅リフォーム工事：対象住宅の増築、一部改築、改修、修繕、模様替え、設備改修等の工事費が100万円（消費税含む）以上のもの</p> <p>②水洗トイレ改造等工事：汲み取りトイレ（簡易水洗含む）及びし尿浄化槽を公共下水道に接続するための排水設備を改造する工事費が30万円（消費税含む）以上のもの</p> <p>③新築工事：新たに住宅を建設する工事費が1,000万円（消費税含む）以上のもの</p> <p>④空き家住宅の購入</p> |
| <p>補 助 金 額</p> | <p>①住宅リフォーム工事：30万円（子育て世帯等は15万円加算）</p> <p>②水洗トイレ改造等工事：10万円（子育て世帯等は5万円加算）</p> <p>③新築工事：100万円（子育て世帯等は50万円加算）</p> <p>④空き家住宅の購入（同時に敷地も購入する場合は20万円以上の購入費用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家住宅購入費用の額の1/2（10万円未満切り捨て）：30万円限度（子育て世帯等は限度額に15万円加算） ・上記の敷地を購入した場合：10万円加算（子育て世帯等は限度額に5万円加算） |
| <p>備 考</p> | <p>○補助金交付決定前に着手した工事は対象としない。</p> <p>○補助金の交付を受けてから5年を経過した場合は、同一住宅でも再び交付対象住宅とします。</p> <p>○「子育て世帯」とは、大学生以下の子を養育している世帯又は妊婦のいる世帯をいう。</p> <p>○「三世帯同居世帯」とは、親、子、孫、等（交付申請時に出生予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子供を含む。）を基本とする三世帯以上の直系親族で構成されており、同居している世帯をいう。</p> <p>○この目的の達成に支障を生じると町長が認めるものは、交付対象者としてないことが出来る。（暴力団等）</p> <p>○平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間の時限事業とする。</p> |